令和6年度介護予防・日常生活支援総合事業者

運営指導結果報告書

藍住町健康推進課介護保険室

1 運営指導の実施状況

• 目的

本町では、藍住町介護予防・日常生活支援総合事業の実施等に関する要綱の規定に基づき、事業者への支援を基本とし介護サービスの質の向上及び保険給付の適正化を図ることを目的に、運営指導を実施する。

• 実施頻度

原則として指定の有効期間内に少なくとも1回以上、指導の対象となる介護サービス事業者等について行うものとしている。

2 令和6年度指導事業者数

サービス種類	実施数
訪問型サービス	3事業者
通所型サービス	3事業者
合計	6事業者

3 主な指導内容

(1)運営基準

【運営規程】

番号	指摘事項
1	運営規程に記載の通常の実施地域が重要事項説明書やパンフレット等と異なる
2	「職員の職種、員数及び職務の内容」に関する項目が重要事項説明書と異なる
3	虐待防止に関する事項の記載がない

【勤務体制の確保等】

番号	指摘事項
1	ハラスメント防止に関する指針が定められていない

【重要事項説明書】

番号	指摘事項
1	苦情の受付窓口の名称が「藍住町健康推進課介護保険室」となっていない 電話番号が「088-637-3311」となっていない
2	重要事項説明書と契約書が最新の内容になっていない (事業所の職員体制や料金表等)

【虐待防止対策】

番号	指摘事項
1	虐待の発生・再発防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催や、職員等への 周知ができておらず、虐待の発生、再発防止に関する研修も未実施

【感染症対策】

番号	指摘事項
1	感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を6か月に1 回開催していない

【令和6年4月1日から義務化となった項目】

番号	指摘事項
1	業務継続計画に関する事項が整備されていない (計画作成・周知・訓練・見直し 等)
2	虐待の防止に関する事項が整備されていない (運営規程に記載・委員会実施・指針の整備 等)
3	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策に関する事項が整備されていない(指針の整備・研修・訓練 等)

(2)設備基準【設備及び備品等】特に指摘なし

(3)人員基準 【従業者の員数】 特に指摘なし

(4)介護給付費算定【加算関係に係る指摘事項】特に指摘なし

4 まとめ

運営規程や重要事項説明書等の見直しができておらず、内容が 現在に適していないものがありましたので、一度見直しをお願 いします。

(義務化された項目の記載がない、最新のサービスコードの 単位数が反映されていない等)

令和6年4月1日から義務化される項目が複数あり、整備できていない事業者がありました。できていない場合には、必ず整備をお願いします。